

下 介 第 1 6 7 2 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 日

介護保険サービス事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

指定申請等に係る提出書類の削減について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、介護保険事業の円滑な運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定申請等に係る提出書類を削減するため、「下関市指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則」及び「下関市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」並びに「下関市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則」の一部改正を行いましたので、今後は下記の書類の提出が不要となりますのでお知らせします。

記

1 提出が不要となる書類

	名 称
1	申請者又は開設者の定款、寄付行為 登記事項証明書は従来どおり提出が必要です。
2	役員の氏名、生年月日及び住所を記した役員名簿
3	資産の状況（資産目録、決算書等）

2 申請等の種類

指定（許可）申請、指定（許可）更新申請、指定事項の変更の届出

3 施行年月日

平成 3 0 年 1 0 月 1 日

〒750-0006
下関市南部町 2 1 - 1 9
(下関商工会館 4 階)
下関市介護保険課事業者係 河村
TEL 0 8 3 - 2 3 1 - 1 3 7 1
FAX 0 8 3 - 2 3 1 - 2 7 4 3